

総社市民憲章制定20周年記念事業 総社市民憲章推進功労者表彰要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、総社市民憲章を率先して実践又は推進し、市民の特に模範であると認められる個人又は団体の活動を評価し、制定20周年を迎える総社市民憲章を記念し行う功労者表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて、総社市民憲章を唱和・実践する会会長（以下「会長」という。）が行う。

- (1) 総社市の自然環境文化財、まちや町内会、公共施設等を明るく美しくするために、多年にわたり奉仕活動が続けている個人又は団体
- (2) 明るい家庭等を築くための善行を続ける個人又は団体
- (3) 助け合いの心をはぐくみ、あたたかいまちをつくるため多年にわたり努力している個人又は団体
- (4) その他、総社市民憲章の精神に基づき努力している個人又は団体

(表彰の具申)

第3条 市民（市内の在学者及び在勤者を含む。）は、前条に該当するものがあると認めるときは、その旨を会長に具申することができる。（別紙様式「総社市民憲章功労者推薦書」による。）

2 前項に定める場合のほか、会長は必要があると認めるときは、自ら前条に該当するものを推薦することができる。

(被表彰者の選考)

第4条 被表彰者の選考は、総社市民憲章を唱和・実践する会役員会において行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰者には、表彰状を贈呈し、永くその善行を伝えるものとする。

(雑 則)

第6条 この要項に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。